「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

「中小企業の会計に関する指針」を次のように一部改正した。

改正指針(令和3年(2021年)8月3日)	現行(平成 31 年(2019 年) 2 月 27 日)		
中小企業の会計に関する指針	中小企業の会計に関する指針		
平成 17 年 (2005 年) 8月 1日 改正 平成 18 年 (2006 年) 4月 25 日 改正 平成 19 年 (2007 年) 4月 27 日 改正 平成 20 年 (2008 年) 5月 1日 改正 平成 21 年 (2009 年) 4月 17 日 改正 平成 22 年 (2010 年) 4月 26 日 改正 平成 23 年 (2011 年) 7月 20 日 改正 平成 25 年 (2013 年) 2月 22 日 改正 平成 26 年 (2014 年) 2月 3日 改正 平成 27 年 (2015 年) 4月 21 日 改正 平成 28 年 (2016 年) 1月 26 日 改正 平成 29 年 (2017 年) 3月 9日 改正 平成 30 年 (2018 年) 3月 12 日 改正 平成 31 年 (2019 年) 2月 27 日 最終改正 令和 3 年 (2021 年) 8月 3日	平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 改正 平成 22 年 4 月 26 日 改正 平成 23 年 7 月 20 日 改正 平成 25 年 2 月 22 日 改正 平成 26 年 2 月 3 日 改正 平成 27 年 4 月 21 日 改正 平成 28 年 1 月 26 日 改正 平成 29 年 3 月 9 日 改正 平成 30 年 3 月 12 日 最終改正 平成 31 年 2 月 27 日		
日本税理士会連合会日本公認会計士協会日本商工会議所企業会計基準委員会	日本税理士会連合会日本公認会計士協会日本商工会議所企業会計基準委員会		

【各 論】※本文中の和暦表示を和暦+西暦の併記に変更(例:「平成14年6月」→「平成14年(2002年)6月」)及び脚注追加による脚注番号の変更については省略。

改正指針(令和3年(2021年) 月 日)	現行(平成 31 年(2019 年) 2 月 27 日)		
[金銭債権]	[金銭債権]		
10. ~ 16 (略)	10. ~ 16 (同左)		
【関連項目】	【関連項目】		
74 条、第 103 条第 6 号	条、第103条第 6 号		
4 関係会社とは、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当	 4 関係会社とは、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当		
該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社	該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社		
 等をいう(会社計算規則第2条第3項第25号)。また、関連会社とは、	等をいう(会社計算規則第2条第3項第22号)。また、関連会社とは、		
会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を	会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を		
与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く。)を	与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く。)を		
いう(同第2条第3項第 <u>21</u> 号)	いう (同第2条第3項第 <u>18</u> 号)		
[有価証券]	[有価証券]		
19. ~ 24. (略)	19. ~ 24. (同左)		
【関連項目】	【関連項目】		
会社計算規則第5条第3項第1号、第2号、第6項、第74条第3項第	会社計算規則第5条第3項第1号、第2号、第6項、第74条第3項第		
1号へ、第4号イ、第82条第1項	1 号へ、第 4 号イ、第 82 条第 1 項		
金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号)第15項~第23	金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号) 第15項~第23		
項	項		
金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第 14 号) (令和	金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号) 第47		

改正指針(令和3年(2021年) 月 日)			現行(平成 31 年 (2019 年) 2月 27 日)			
元年(2019年)7月4日改正前)第47項~第96項			項~第 96 項			
- 法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号			法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号			
法人税法施行令第 68 条、第 119 条の 12			法人税法施行令第 68 条、第 119 条の 12			
[個別注記表]		[個別注記表]				
83. (略)			83. (同左)			
項目	1)	2	項 目 ① ②	2)		
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×	(1) 継続企業の前提に関する注記 × ×	<		
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	0	0	(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	$\overline{)}$		
(3) 会計方針の変更に関する注記	0	0	(3) 会計方針の変更に関する注記)		
(4) 表示方法の変更に関する注記	0	0	(4) 表示方法の変更に関する注記)		
(4-2)会計上の見積りに関する注記	×	×	_(新設)_			
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×	(5) 会計上の見積りの変更に関する注記 × ×	<		
(6) 誤謬の訂正に関する注記	O <u>%1</u>	O <u>*1</u>	(6) 誤謬の訂正に関する注記 ○ ※ ○	*		
(7) 貸借対照表に関する注記	×	0	(7) 貸借対照表に関する注記 × ○)		
(8) 損益計算書に関する注記	×	0	(8) 損益計算書に関する注記 × ○)		
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	0	0	(9) 株主資本等変動計算書に関する注記)		
(10) 税効果会計に関する注記	×	0	(10) 税効果会計に関する注記 × ○)		
(11) リースにより使用する固定資産に関する	×	0	(11) リースにより使用する固定資産に関する × ○	$\overline{}$		
注記			注記			
(12) 金融商品に関する注記	×	0	(12) 金融商品に関する注記 × ○)		
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	0	(13)賃貸等不動産に関する注記 × ○)		
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×	(14) 持分法損益等に関する注記 × ×	<		
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	0	(15) 関連当事者との取引に関する注記 × ○	$\overline{}$		

改正指針(令和3年(2021年)	月 日)		現行(平成31年(2019年)2月27日)			
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	0	(16) 一株当たり情報に関する注記	×	0	
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	0	(17) 重要な後発事象に関する注記	×	0	
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×	(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×	
(18-2) 収益認識に関する注記	O <u>*</u> 2	O <u>**2</u>	_(新設)_			
(19) その他の注記	0	0	(19) その他の注記	0	0	
※1 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤			※ 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する			
謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注			会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。			

記が必要となる。

※2 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に基づく

会計処理を行う場合に注記が必要となる。

以 上